"経理のプロ"になるための
「法人税」マスター講座 28

少額減価償却資産と一括償却資産

"経理のプロ"になるために欠かせないのが「法人税」の知識。今回は「少額減価償却資産」と「一括償却資産」について解説します。

税理士
平井 満広

掲載テーマ
㉗ 特別償却と税額控除
㉘ 中小法人と中小企業者
㉙ 特別償却準備金
㉚ 少額減価償却資産と一括償却資産
㉛ 圧縮記帳(1)
㉜ 圧縮記帳(2)

少額減価償却資産とは

法人が取得した固定資産が「使用可能期間1年以上」かつ「取得価額10万円以上」の場合は、基本的に減価償却として損金算入することとなっています。ただし、次のすべての要件を満たしていれば、「少額減価償却資産」として取得時に取得価額全額を損金算入することができます。

(1) 青色申告書を提出する中小企業者等で、常時使用する従業員の数が1000人以下の法人であること

中小企業者等とは、資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人等のことです。

ただし、資本金1億円超の大規模法人に資本金の額の1／2以上を所有されている法人等（措置法のみなし大企業）は中小企業者等に該当しません。

また、ことし4月1日以後に取得等する減価償却資産から、直近3年の平均所得金額15億円を超える「適用除外事業者」は適用を受けることができなくなりました。

(2) 取得価額30万円未満であること

取得価額は通常1単位として取引される単位ごとで判定します。

たとえば、応接セットは「テーブルと椅子を1組」、カーテンは（数枚組み合わせて機能するため）「1部屋の合計枚数を一式」、アプリケーションが組み込まれて販売されているパソコンは「ハードとソフトウェアを1体」と考えて、1単位の合計額が30万円未満であるかどうかで判定します。

なお、法人が「税抜経理」を採用している場合は「税抜金額」で、「税込経理」を採用している場合は「税込金額」で判定することとなります（次項の「一括償却資産」も同様の取扱い）。

たとえば、「税抜28万円、税込30万2400円」のパソコンを購入した場合、「税抜経理」の法人は「取得価額30万円未満」となる一方で、「税込経理」の法人は「取得価額30万円以上」となります。

また、共有で取得した資産はその持分に応じて取得価額の判定を行ないます。

50万円の中古車両を2社折半で購入した場合、各社の取得価額は25万円となります。

(3) 適用を受ける資産の合計額は年300万円までであること

資産の取得価額の合計額が年300万円を超える場合は、年300万円に達するまでの金額が適用可能となります。

たとえば、「1台28万円のパソコン」と「1台15万円のタブレット」をそれぞれ10台購入した場合は「28万円×8台＋15万円×5台＝299万円」まで適用を受けることができます。なお、事業年度が1年に満たない場合には、300万円を月割計算した金額（8か月なら300万円×8／12＝200万円）が限度額となります。

(4) 2006年4月1日から2020年3月31日までの間に取得等し、事業の用に供した資産であること

2006年4月1日から2020年3月31日までの間に取得等し、事業の用に供した資産であることが必要です。

一括償却資産とは

法人が、取得価額が20万円未満の固定資産を取得して事業の用に供した場合は、耐用年数に関係なく3年間に渡って均等に償却することができます。

そのような減価償却を行なう資産のことを「一括償却資産」といいます。

一括償却資産について減価償却等として損金経理した金額（損金算入限度超過額も含まれます）のうち、図表1の損金算入限度額までの金額を損金に算入できます。

たとえば、法人が18万円のパソコンを購入して「一括償却資産」を適用する場合、損金算入限度額は「18万円×12／36＝6万円」となります。

設立年度等で事業年度の月数が12月未満の場合は月数按分で限度額の計算をしますが、事業年度の途中で一括償却資産を購入した場合は月数按分する必要はありません。

また一括償却資産について、売却、滅失、除却等があった場合でも、損金算入限度額の計算を続ける必要があります。除却損等として未償却残高を損金算入することはできません。

なお一括償却資産は、法人の規模や申告の種類（青色申告・白色申告）に関わらず適用することができます。

合計額の上限もありません。取得価額の要件（20万円未満）を満たしていれば、すべての法人、すべての資産について適用することができます。

図表1　一括償却資産の損金算入限度額の算出方法

一括償却資産の取得価額の合計額×（事業年度の月数／36）
＝損金算入限度額

図表2　減価償却資産の判定フローチャート

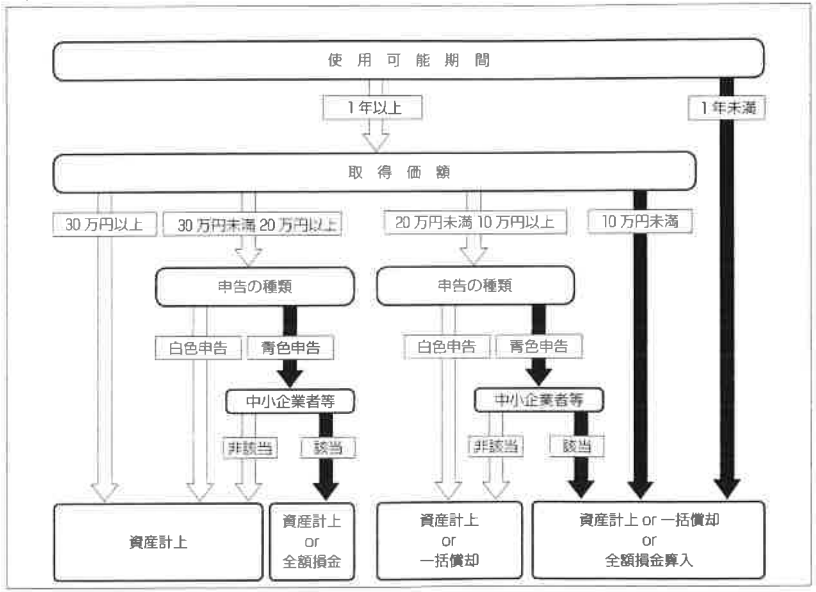

減価償却資産の判定

「少額減価償却資産」と「一括償却資産」のどちらの要件も満たす場合は「全額損金算入」「一括償却」「資産計上」のいずれかを法人の任意で選択することとなります（図表2参照）。

なお、法人税法からは少しそれますが、固定資産税（償却資産税）では「少額減価償却資産は申告対象」となるのに対して「一括償却資産は申告対象外」といった取扱いの違いがあります。▲

ひらい みつひろ　平井会計事務所代表。「会計を通じて人を幸せにする」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れている。